（文京区）

**〇**[**文京区旅館業法施行条例**](http://www.city.bunkyo.lg.jp/reiki/42490101001100000000/42490101001100000000/42490101001100000000.html)

平成二十四年三月六日
条例第十一号

第一条から第三条　＜省略＞

（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）

第四条　法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

一　から七　＜省略＞

八　浴室については、次の措置を講ずること。

ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(イ)　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤等により湯の消毒を行うこと。

オ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

カ　シャワー水については、レジオネラ属菌が検出されないこと。

キ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア)　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ)　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

ク　イ、エ、オ及びキの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

＜中略＞

十二　旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜中略＞

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第七条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第十一号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　から六　＜省略＞

七　浴室は、次の基準によること。

アからウ　＜省略＞

エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア)　ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ)　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ)　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ)　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜以下省略＞

**〇**[**文京区旅館業法施行細則**](http://www.city.bunkyo.lg.jp/reiki/35590210003200000000/35590210003200000000/35590210003200000000.html)

昭和五十五年五月三十日
規則第三十二号

第一条から第八条　＜省略＞

（貯湯槽を使用するときの措置）

第九条　条例第四条第八号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

２　条例第四条第八号エ(イ)に規定する規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）

第十条　条例第四条第八号キ(ア)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

２　条例第四条第八号キ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

３　条例第四条第八号キ(ウ)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

４　条例第四条第八号キ(エ)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞